

日本歯科心身医学会倫理指針

平成24年9月2日 制 定

昨今、研究・医療および医学教育の従事者にはそれぞれの立場から必要に応じた倫理的対応が迫られています。本学会における今後の投稿論文や学術集会での医学研究発表における倫理的問題に関して下記のような見解を示し、倫理に関する問題について十分配慮されますようお願いいたします。

1. 臨床研究はヘルシンキ宣言の主旨に沿ったものとする。臨床研究など医学系研究の個人情報の取り扱いについては、「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省）による規定を遵守する。特に、「患者の権利、プライバシーの保護」に努め、論文作成に際して、下記の指針を遵守すること。
 - (1) 患者個人の特定が可能となる氏名、カルテ番号、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」等は記載しない。
 - (2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域（神奈川県、横浜市など）までに限定して記載する。
 - (3) 日付は、個人が特定できないと判断される場合でも年月までの記載にとどめること。
 - (4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定される場合、診療科名は記載しない。
 - (5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
 - (6) 顔写真を提示する際には原則として目隠しを付す。
 - (7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
 - (8) 以上の配慮をしても個人が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得る。
 - (9) 前項の手続きが困難な場合は筆頭著者の所属する施設における倫理審査委員会もしくは本学会倫理審査委員会の承認を得ることが望ましい。
2. 研究内容が疫学研究に関する場合は「疫学研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）による規定を遵守する。
3. 生命倫理などについては「生命倫理・安全に対する取組」（文部科学省）などを参考にする。
4. 動物実験を含む研究では、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」による規定に配慮する。
5. 倫理審査委員会に審査を希望する方は事務局にご連絡ください。